

## 乙訓環境衛生組合における 障害者の任免に関する状況の公表について

地方公共団体の任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定により、障害者の任免に関する状況（障害者である職員の人数及び障害の種類等）を公表しなければなりません。が、やむを得ない場合にはその内容に代えて、公表をしない旨及びその理由を公表することとされています。

本組合においては、障害者の種類・程度の区分ごとの人数が少ないため、障害者の任免に関する状況を公表した場合、他の情報との照合や、各年の公表内容と比較することにより、障害者である職員及びその障害の種類等が推認されるおそれがありますので、障害者の任免に関する状況の公表はしていません。